





## 8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費

- ・単一建物居住者が1人 518単位
- ・単一建物居住者が2～9人 379単位
- ・単一建物居住者が10人以上 342単位

算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている場合は、1週に2回、かつ、月に8回を限度

情報通信機器を用いた場合、居宅療養管理指導費として46単位（月4回を限度）

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき100単位（①に加算）

注1）上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2）上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3）居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

\*単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度とする。

\*離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する提供（予防含む）（所定単位を訂正する）

特別地域加算（新設）	所定単位数の100分の15
中山間地域等における小規模事業所加算（新設）	所定単位数の100分の10
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（新設）	所定単位数の100分の5

## 9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

①連絡先： [ ]（当事業所）

②連絡先： [ ]（[ ]市介護保険相談窓口）

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅療養管理指導等サービスの提供に当たり、□甲1、□甲2に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙) 居宅療養管理指導サービス事業者

主たる事業所所在地 [ ]

名 称 [ ] 調剤薬局

説 明 者 [ ]

(甲) 私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住 所

氏 名

(甲2) 利用者家族 住 所

氏 名